

●香川県告示第182号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業者の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成26年4月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

変更年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地		サービスの種類
		変更前	変更後	
平成25年 8月1日	訪問介護事業所すず 丸亀市米屋町33番地2	株式会社SOUTH 高松市前田西町48番地2	株式会社SOUTH 高松市室町1903番地4	訪問介護 介護予防訪問介護
平成25年 8月1日	居宅介護支援事業所えーる 丸亀市通町91番地2	株式会社SOUTH 高松市前田西町48番地2	株式会社SOUTH 高松市室町1903番地4	居宅介護支援